



# 足立区政ニュース

## THE ADACHI KUSEI NEWS

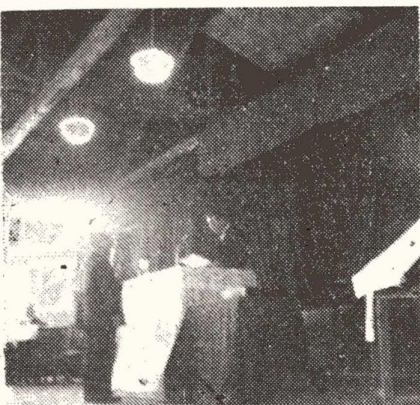
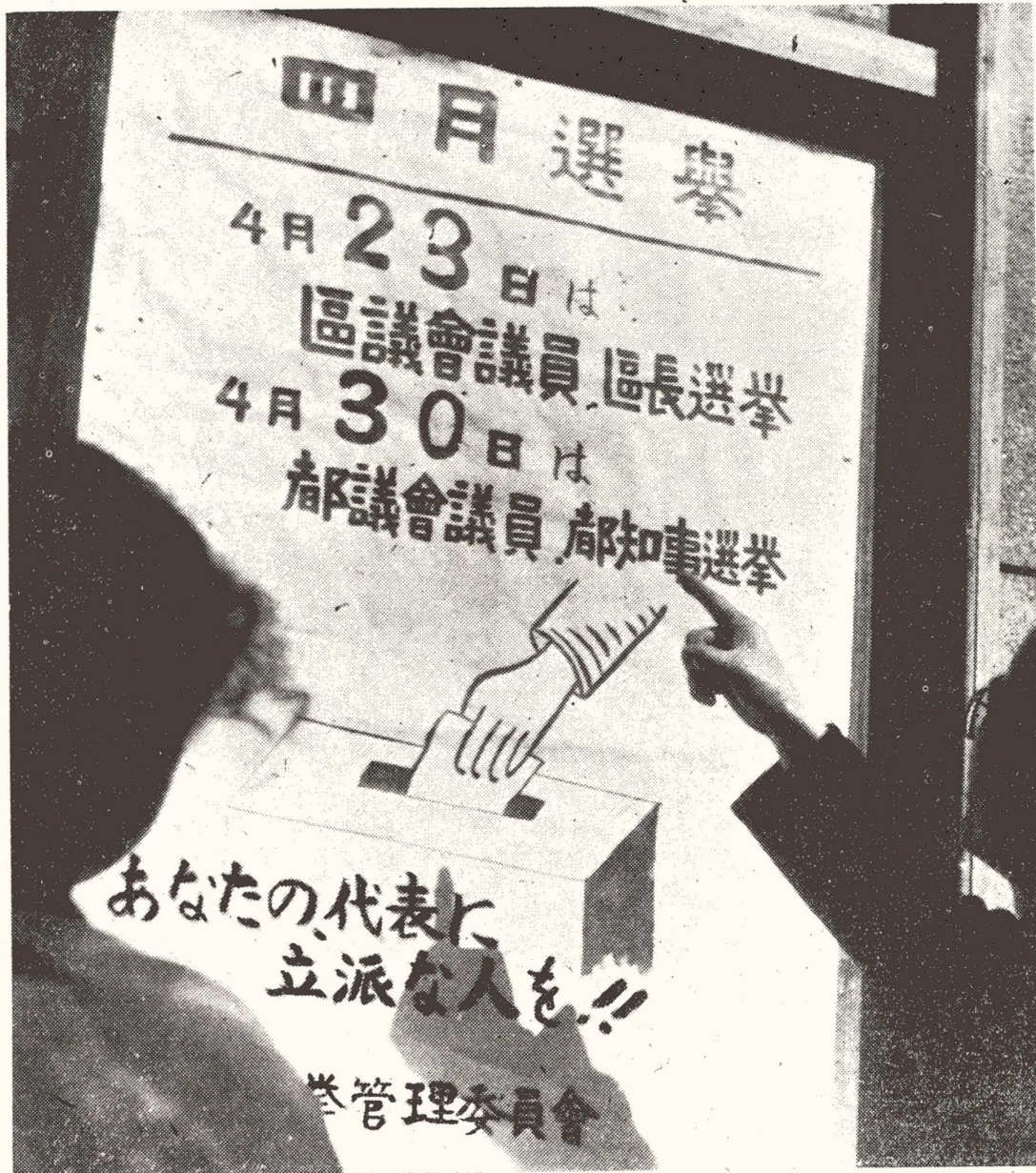
行 50  
 住 1 / 区 役  
 千 住 立 区  
 足 立 区  
 東 京 都  
 北 島 十 集  
 編 係  
 總 務 課 文 書 係  
 電 話 0 4 4 0 1  
 浅 草 3 1 1  
 足 立 3 1 1 5  
 東京 都 足 立 区 千 住 2 / 55  
 巧 文 社 印 刷 所 ( 織 田 )  
 電 話 足 立 { 3 4 0 6  
 3 7 6 7

### お知らせ

4月23日の区議會議員及び区長。4月30日の都議會議員及び都知事の選挙に使用する投票所入場券は4月2日までに区職員の手で各人に配付されましたが資格のある方で入場券の届いていない方は各戸に配付された補充選挙人名簿登録申請書に記入して選挙管理委員会又は出張所に申告して下さい。なお申告用紙は管理委員会。各出張所にもあります。申請の期間は区議會議員及び区長は4月3日～4月15日まで、都議會議員及び知事は4月3日～4月23日まで受付けます。

### 6・3制整備記念式

3月13日午後1時から6・3制整備記念式及び學制改革實施に伴う功勞者の表彰式が千壽第1小學校講堂で行われた。区内各PTA代表等その他都知事、区長及び關係者約200名が出席盛大であつた式はまず教育課長の開會の辭に引き續いて区長の6・3制整備に對する各位の功勞に深く感謝する旨の挨拶次いで都知事足立区議會議長、区會教育委員長の祝辭があり、これに答えて學制改革PTA代表佐久間榮吉氏の謝辭があつた。終つて演藝に移り大いに興じながら午後4時散會した。



### 地方自治と選挙

今月行われる地方選挙は、一番区民とのつながりを持つた選挙であります。わが区の、わが都の將來の進歩と福祉は地方団体の最も適切な行政の質と量とにかかつております。従つて地方自

治の發展こそ大いに念願しなければならぬのであり、われわれに與えられた参政權により4月下旬の地方選挙を有効に活用することでありませう。今こそぞつて立派な長や議員を選挙いたしましょう。

有権者数151,198人

投票区變更さる

区選挙管理委員会では開票の便宜と名簿調整上の技術面を考慮して今回投票区番號を變更し4月選挙に臨むことになった。この結果35投票区に別れていたものが1カ所新設され36投票区となつた。なお本表における有権者数は25年12月20日(確定日)現在による基本選挙人名簿登載数である。

西新井公益質屋が業務開始

昨年3月千住壽町に千住公益質屋が一般都民のために業務を開始して以來引き続き好評を得ているので、今回堤北の本木町2丁目1、148番地に西新井公益質屋を設置し、2月24日から業務を開始した。

食糧公園に感謝状贈呈

主要食糧の新配給制度實施に伴い、民營販賣店が新發足することになつたの

で永年にわたり区民の食生活の安定に寄與した配給公園支所及び同配給所に對し3月22日午後2時から足立区役所区議會議事堂で感謝状贈呈式が行われた。當日は区長から感謝状の贈呈後区議會議長、千住警察署長の挨拶があり盛大であつた。

区長の自宅移轉

葛飾区本木木根川町111番地に居住していた大山区長は今度千住大川町40番地千壽第3小學校入口(電話足立4985)に移轉した。

投票所区域及び有権者数

Table with columns: 舊票投区, 新票投区, 登載人員 (計, 男, 女), 投票所, 投票区域. It lists 36 districts with their respective voter counts and assigned polling stations.

# 第 1 回定例区議會で

## 歳入出追加豫算等決まる

本年第 1 回足立区議會（定例会）は去る 2 月 28 日に区議事堂に開會された。

今回提出された議案と審議経過は次の通りである。

先づ案件の審議前に監査委員及び各常任委員長の報告があり引續いて一般区政に對する質問が行われ、理事者からそれぞれ答辯があつた。

次いで日程に入り

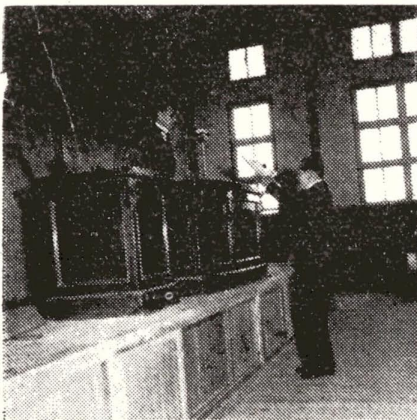
財産取得に關する件

都條例によつて從來都有であつた下記 5 公園の敷地並附隨建物等が本区に譲渡されたのでその取得について審議の結果原案通り可決になつた。

### 25 年度産米供出完遂感謝祭

25 年度産米供出完遂感謝祭が都知事臨席の下に足立区の農業關係者約 2、300 名を招いて 3 月 20 日午後 1 時から都立江北高等學校講堂で盛大に行われ又農協優良支部、優良個人優良指導者の表彰式も併せ行われた。被表彰者は次の通り。

〔優良指導者〕田邊正信、阿出川才十郎、花井正起、小金井喜平、山崎太一、横山眞治、須賀定義、石鍋徳次郎、寺島俊次、鈴木頼房、辻村倫將、富澤久造、杉山文藏、近藤吉五郎、木



島屋五郎、川名善一、千葉光純、大家忠太郎

〔優良供出者〕清水龜太郎、鈴木泰治、馬場政雄、吉田新藏、石井正之助、水野新太郎、星野清太郎、田中省三、清水たみ、蘇治郎吉、葉本松之助、石渡吉松、岡田新右衛門、石出關太郎、高橋林

記

南宮城公園。千住公園。大橋公園。關屋公園。梅島公園。

昭和 25 年度東京都足立区歳入歳出追加豫算

本案は区稅收入並都の交付金及び補助金その他による追加豫算であり慎重審議の結果原案通り可決された。豫算額下記の通り

追加豫算額 85,520,485 圓

前回までの累計額 308,600,076 圓

合計額 394,120,561 圓

足立区選舉管理委員補充員選舉の件選舉管理委員への繰上補充及び補充員の辭任等によつて選舉管理委員補充員が皆無となつたので地方自治法の規定により選舉を行つた結果下記の通り當選した。

千住宮元町 50 番地 小守 衛

千住 1 の 66 番地 市川欣二

本木町 2 の 1、183 番地

小宮宗太郎

五反野南町 1、258 番地 稻付喜平次

# 新しい戸籍

【問】 私は樺太在籍者で昭和 17 年の 10 月應召その後全家族が東京都西多摩郡に引揚げ 22 年 1 月 30 日父（戸主）死亡同年 9 月復員 24 年 5 月 2 男出生昨年秋本区大谷町に移轉したが、本籍が樺太では不便のため現住所に移したいと思うから引揚の時持参した戸籍謄本で轉籍できるか、なお死亡した父や出生した 2 男はどうなるか。

【答】 貴方が家督相續人でしたら轉籍することができます。轉籍の届出人は筆頭者と配偶者筆頭者或いは配偶者の一方が意思表示できないときは除籍されている場合は他の一方となつてゐるので、届出人は限定されている。ところが貴方の場合は戸主の死亡が應急措置法前即ち昭和 22 年 5 月 3 日以前であるから戸主の死亡により舊法の適用を受け、當然家督相續が開始されているので先ず家督相續届をして戸籍を新らしくして轉籍するのか定法である。然し本籍が樺太では家督相續の手續が出来ないからこの場合は例外として家督相續未済でも轉籍出来る取扱をしているので戸籍謄本に戸主の死亡を證明する書面（死亡届受理證明又は死亡診断書）を添えて家督相續人が届出人となる。この届出により死亡戸主を基にして戸籍が作られるので戸主の死亡届を受付た役場に死亡者の本籍變更の追定届を出せば死亡届が新本籍地に送付され死亡が除籍されるその後家督相續届をすることにより新しい戸籍になります。2 男の場合も同様出生届を

受付けた役場に本籍變更の追定届を出せば入籍できる。以上は貴方が家督相續人の場合であるが、若し家督相續人でないときは轉籍は出来ませんから分籍の方法で現住所に籍をつくる事が出来る。2 男の入籍は前に述べた方法ですればよい。なお樺太在籍者の籍の移動については本問の様に戸籍謄本を所持する方は少ないから若し謄本がない時は次の方法による。届書に必要な身分事項を記載するか又は身分事項を記載した書面を添え戸籍謄本を添えられない旨の申述書に引揚證明書の寫しを添付する。戸籍の筆頭者又は同籍中の者であつて内地に在籍した者がある場合にはその者に關する戸籍除籍の謄（抄）本又は記載事項證明書。内地在籍者の戸籍又は除籍で直接間接に轉籍するものの戸籍と關連を有し證明資料として役立つ場合はこれらの戸籍除籍の謄（抄）本又は記載事項證明書（例えば轉籍者の戸籍から縁組或いは婚姻等の届出によつて別の戸籍に在籍する場合及び轉籍者と離縁離婚をして復籍している者等）等の證明資料をそえて届出ればこれにより調査の上その受否については監督法務局の指示を求めた上決定する證明資料のない場合も同様である。又樺太殘務整理事務所では樺太引揚者に對し直接面接して身分事項を慎重調査の上確實と思われる場合には身分事項證明書を呉れるとのことである。



右から 佐山善六、花田 稔  
吉田しず

## 出張所めぐり

### 第 17 出張所

△千住新橋からニツ谷町を経て、城北の電源を調整する花畑変電所の前から綾瀬川に突き当たると北に延びた道路にそつて、軒の低い家々の硝子戸に、河を往く達磨船の白帆が、ざいつーと微風に鳴つてのどかな農村の春が展開してくる。川を廻つて内匠橋を右手に左折すれば道路一つで埼玉縣に接する花畑小學校の西隣り、足立区役所第 17 出張所の看板が目に入る。

△最近持病で約 1 か月近く入院していた花田所長の白い顔が薄暗い廳舎の奥から笑いかけて、「いらつしやい。」△廳舎の中に入ると裏手に積まれた堆肥の山から農村獨得の薬と木立の匂いが醸酵してすすめられた圍爐裏型の四角い火鉢にいぶる薪の薄青い煙とともに、人間の郷愁をそそる。

△見上げる壁に、「太陽は雲の上に照る」という職員訓が貼つてある。私の職員に對する指導方針、出張所の運営方針、すべてこれなんです。大乘の見地からすべてを處理するとが私情に

思われない公平な事務處理の方法なんだ。特にこの私情云々については、ここが全く農村的役場の性格と、大都市的行政機構としての適用を受けるに於いて言うに言われない機微があるんでね。

△あらゆる職業を経験し、あらゆる人の世の苦しさを味わい盡くして区役所に入つたのが昭和 17 年、兵事係、土木課と戦争中、戦後を通じて移り變つた地方自治体の官治民治の流れに棹もささず、實直に勤め上げてきた所長は、花畑という都會的法令で規定され、因習に支配され勝ちな農村的性格を持つた地域を所管することについて最初

大分面喰らつたらしい。そしてそのあげく、今までの経験からこの指導方針にたどりついたのである。

△首を吊つて自殺した人があるとかで、駐在所の巡査が、出張所に電話をかりにくる。綾瀬川の舟運を利して建てられたばかりの工場の職工さんが 5 人、金詰まりで會社が閉鎖するので移動證明を呉れと揃つてやつてくる。年寄りのお百姓さんが、あたり構まわぬ大聲で夢の成長ぶりを説明しにくる。これらの人々に、一々巧まざる永年の習慣で應待する職員の態度には、雲の上の太陽の意味を完全に會得した自覺がみられる。

## 4 月選挙の

### 補充名簿作成について

4 月に行われる地方議会の議員及び首長の選挙には昨年 9 月 15 日現在で調成した基本選挙人名簿を基にして執行されるが、その名簿に脱漏した者又はその後資格の生じた者を登載する補充名簿を調成する。この補充名簿は申告により調成することになっているから有資格者は忘れずに選挙管理委員会に申告されたい。なお申告の期間については第 1 面参

照のこと。

◎有資格者

選挙の期日で年令満 20 才以上の者で選挙の期日までに都の 23 区内に 3 か月以上居住していた者。但し海外引揚者は以上の期間が 3 か月未満でも申告することができる。

◎申告用紙は申告期間中各出張所で交付する。



#### 1 月 29 日厚生委員会

(1) 共同募金の配分による社会施設について

(2) 区営浴場について

#### 2 月 23 日教育委員会

(1) 昭和 25 年度区立学校増築工事請負契約報告について

(2) 区立中学校通学区域一部變更について

(3) 成人学校開校について

(4) 教員住宅設置について

(5) 養護学園現況報告について

(6) 昭和 25 年度教育費追加豫算について

(7) 請願書について

(イ) 15 中運動場敷地擴張に関する請願書

(ロ) 学校建築請負金額増額方に関する請願書

△日一日と進歩する都會の行政施策と、遅々として進まぬ農村的因習の事務處理上の跛行の松葉杖をもつて任じている所長以下職員の巧まざる奉仕が、必ず近き將來において平常の歩みを取り戻すに違いないという印象を與えるほどの、熱心な而も至極當り前の態度で行われている 17 出張所に、雲を破つて太陽が降り注ぐことも間近いことであろう。といつたらほめすぎだろうか。

(ハ) 圖書室の設置及び校庭整地埋立に関する陳情書 (第 1 1 中)

(ニ) 区立第 10 中学校々地買収に関する請願書

(ホ) 柳原小学校敷地々代値上方に関する請願書

(8) 所管事項報告について

#### 2 月 27 日財務委員会

(1) 財産取得に関する件について

(2) 昭和 25 年度東京都足立区歳入歳出追加豫算について

毎月第 3 木曜日  
千壽第 1 小學校講堂

## 法律相談

法律全般及び生活一般について無料で御相談に應じます

主催 足立区役所  
協賛 足立区法曹會

◎詳細は民生課にお問い合わせ下さい